三団中第０４１１０１号
平成２８年４月１１日

各　　位

三重県中小企業団体中央会
会　長　　佐 久 間 裕 之

消費税軽減税率対応窓口相談等事業・個別相談窓口の
設置及び専門家派遣について（ご案内）

日ごろは、当中央会の事業推進につきまして、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、昨年１２月に決定された税制改正大綱において、平成２９年４月から消費税率が10%に引き上げられ、同時に、食料品など生活必需品の税率を低くする「軽減税率」が導入されることになりました。

消費税率10%への引き上げは、商品やサービスへの円滑な価格転嫁が更に困難になるだけでなく、軽減税率の導入により事業者の事務負担の増加など経営に与える影響が大きくなることが予想されます。

このようなことから、当中央会では、組合及び組合員が消費税引き上げや軽減税率導入など制度改正により生じる個別の課題、転嫁・表示カルテルの組成、経営問題等に対応するため、下記の事業を無料（当中央会負担）で実施しておりますので、是非ともご活用ください。

記

１．個別相談窓口の設置（中央会内に設置）
　　専門家対応：原則として毎月第１及び第３火曜日（国民の祝日、年始を除く）
　　個別相談を希望される場合は、様式第１により事前にご連絡ください。

２．専門家派遣
　　専門家派遣を希望される場合は、様式第２によりお申し込みください。

担　当　企画情報課　堀
TEL：＜059-228-5195＞・FAX：＜059-228-5197＞
E-mail：kikaku@chuokai-mie.or.jp